

10 災害共済給付制度について

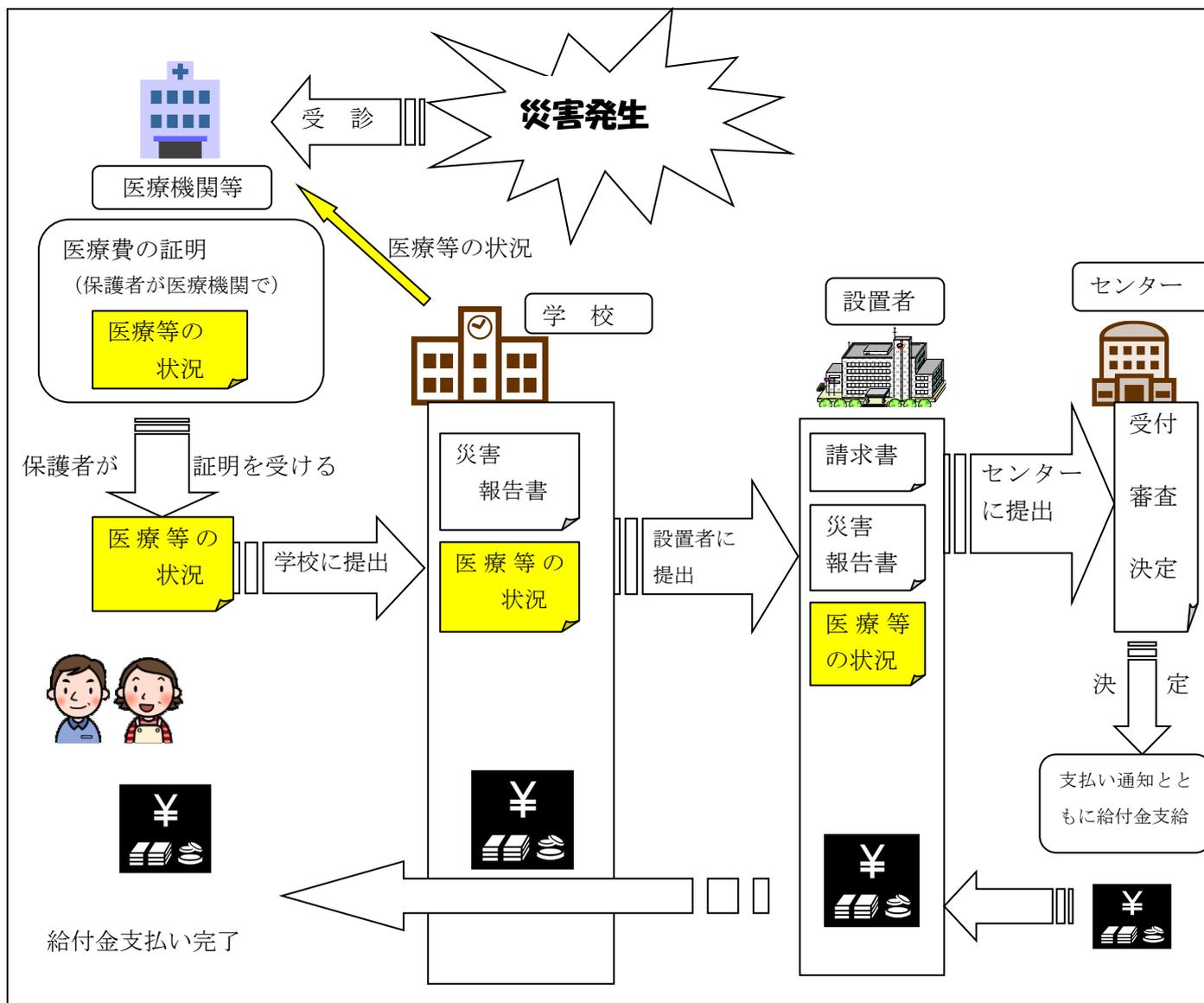
1 制度について

災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という）と学校の設置者（福井市教育委員会）との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行っています。国、学校の設置者及び保護者の三者が負担する互助共済制度です。

2 給付対象範囲

学校の管理下（授業中・部活動・休憩時間中・通学時）の事由によるもので、初診から治癒までの医療費総額が5,000円以上（保護者負担が保険診療で1,500円以上あった場合）のものが給付の対象となります。同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。ただし、給付事由が発生した日から2年間給付金支払い請求を行わないと、給付を受ける権利がなくなります。

3 申請から給付金を受け取るまでの流れ



* 手続きが完了次第、給付金が支払われます。おおよそ3か月かかります。

* 数ヶ月かかる場合は、診療月ごとに書類が必要です。月ごとに提出して下さい。

* 医療機関に用紙を持参しても、その場で書いていただけないこともあります。

* 医療費の給付は原則として医療費総額の4/10です。（病院の窓口で1,500円負担した場合、2,000円給付されることになります）

* センター給付金と「福井市子ども医療費助成事業」の両方から給付を受け取ることはできません。